



「宮古島市脱炭素先行地域」 電気自動車等シェアリング補助金申請事務要領



宮古島市
エコアイランド推進課

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

1. 目的、期間、補助対象者

■ 目的

- 電気自動車等並びにV 2 H充放電設備及び充電設備の普及を促進し、かつ、車両を市脱炭素先行地域でシェアリングする事業を実施することで、市脱炭素先行地域における二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現及び市脱炭素先行地域内の交通弱者問題の解決に資することを目的としています

■ 期間

- 申請受付期間：令和7年 5月14日～令和7年 6月30日

■ 補助対象者

- 市脱炭素先行地域内に事務所又は事業所を有する事業者（個人で事業を営む者を含む。）
- 宮古島市暴力団排除条例（平成24年宮古島市条例第1号）第2条第1号又は第2号に該当しない者
- 本市の公的義務（市税、使用料、負担金及び貸付金等）の納付及び償還等を果たしている者
- 同一年度に市シェアリング補助金の交付決定を受けていない者。ただし、新たにV 2 H充放電設備又は充電設備の導入をしようとする場合及び同一年度にV 2 H充放電設備又は充電設備に対する市シェアリング補助金の交付決定を受けている場合において、新たに電気自動車等の導入をしようとするときはこの限りでない。
- C E V補助金、充電インフラ補助金及び脱炭素電気自動車等導入補助金の交付を受けずに補助対象車両等を購入し、又はリースの契約にて導入する者。

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

2. 交付対象となる補助対象車両等 概要

■ 交付対象となる補助対象車両等

- 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するカーシェア事業に使用するものとする
 - ✓ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社用以外の用途に供するため社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること
 - ✓ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共有するものであること

- 2 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件の全てに該当するものとする
 - ✓ (1) 購入又はリースの契約にて導入するものであり、かつ、中古車両又は新古車両でないこと
 - ✓ (2) 主たる保管場所が市脱炭素先行地域内であること
 - ✓ (3) 市シェアリング補助金の交付決定があった年度内に納車されるものであること
 - ✓ (4) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること

- 3 市シェアリング補助金の交付対象となるV2H充放電設備及び充電設備は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする
 - ✓ (1) 購入又はリースの契約にて導入するものであり、かつ、中古品又は新古品ではないこと
 - ✓ (2) 市脱炭素先行地域内に設置されるものであること
 - ✓ (3) 市シェアリング補助金の交付決定があった年度内に設置するものであること
 - ✓ (4) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

3. 交付対象となる補助対象車両等 詳細

別表第2（第4条関係）

区分	申請要件
電気自動車等	(1)申請車両は、交付決定後に初度登録される車両であること。 (2)申請者が購入する又はリース契約にて導入する車両であること。 (3)申請車両の自動車検査証記録事項上の所有者及び使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。ただし、リースの場合は、使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。 (4)市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、次のいずれかの条件を満たすものであること。 ① 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備（全量売電しているものを除く。以下同じ）と接続して、充電を行うものであること。 ② 再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来クレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入を行うものであること。 (5)通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車等であること。
V2H 充放電設備	(1)交付決定後に発注されるものであること。 (2)申請者が購入する又はリース契約にて導入するものであること。 (3)申請者が充放電設備の所有者であり、かつ、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有するものであること。ただし、リースの場合は、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有する者であること。 (4)再エネ発電設備から電力供給が可能であるよう措置されていること。ただし市シェアリング補助金により導入する電気自動車等の付帯設備として導入する場合を除く。
充電設備	

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

4. 補助対象経費、補助金及び上限額

別表第1（第3条関係）

- 1 補助対象経費は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車車においては車両本体価格とし、V 2 H 充放電設備及び充電設備においては購入価格とし、いずれも消費税抜きの額とする。
- 2 補助金の額は、千円未満切捨てとする。

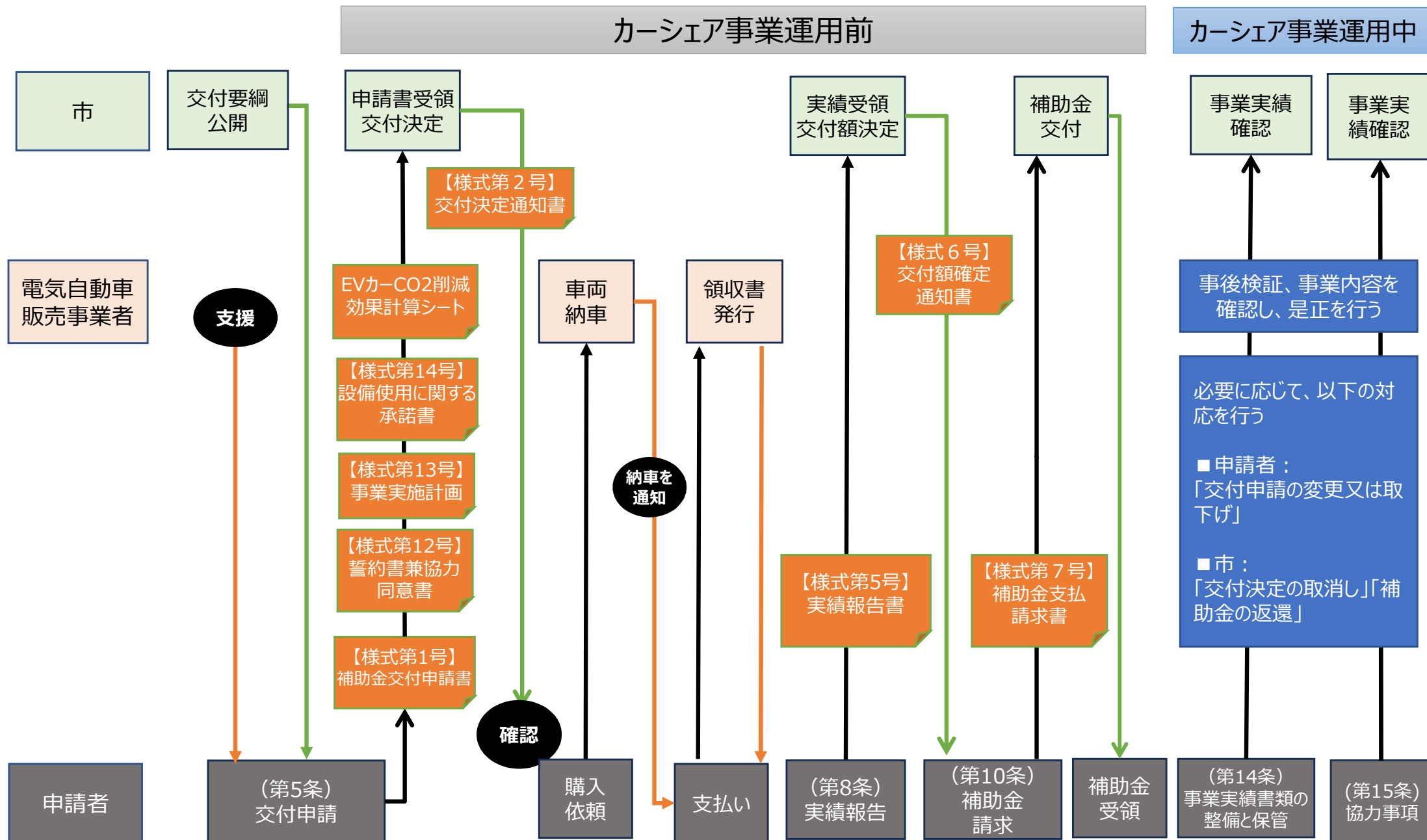
区分	補助金の額	上限額（千円）
電気自動車	車両本体価格 × 1 / 3 以内	1,000
プラグインハイブリッド自動車	車両本体価格 × 1 / 3 以内	600
V 2 H 充放電設備	購入価格（工事費を含む。） × 3 / 4 以内	150
充電設備	購入価格（工事費を含む。） × 3 / 4 以内	150

「宮古島市脱炭素先行地域」

5. 電気自動車等シェアリング事業補助金申請業務フロー

カーシェア事業運用前

カーシェア事業運用中



「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

6. 交付申請時必要書類①

■ 交付申請

- 補助金交付申請書に、別表第3に掲げる書類を添付し提出すること
- 提出後、申請書の確認とカーシェア事業実施計画の内容が補助事業に適しているか評価される

別途添付書類チェックリストをご参照ください

区分	申請に必要な添付書類
電気自動車等	(1)見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）及び支払条件が明記されているもの） (2)補助対象者の本人確認資料及び事業内容確認資料 ①法人の場合 全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から3か月以内のもの）、直近の決算書一式（写し）、法人の事業概要が分かる資料 ②個人の場合 本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）（発行から3か月以内のもの）、「直近年度の確定申告書一式（写し）」、開業届出書（確定申告書で代用可能な場合は省略可能）、事業概要が分かる資料 (3)補助対象車両等に関する誓約書兼協力同意書（様式第12号） (4)カーシェア事業実施計画（様式第13号） (5)再エネ発電設備の設備容量及び電力供給が確認できる資料 ①施設を所有している又はP P A事業者から電力供給を受けている場合は次のいずれかの書類 ・再エネ発電設備の契約書等 ・P P A事業者から電力供給を受けていること及び設備容量が確認できる書類等 ②第3者が再エネ設備を所有している又は第3者がP P A事業者と契約の上電力供給を受けている場合は、次のいずれかの書類 ・設備使用に関する承諾書（様式第14号）及び再エネ発電設備の契約書等 ・設備使用に関する承諾書（様式第14号）及びP P A事業者から電力供給を受けていること及び設備容量が確認できる書類等 (5)その他市長が必要と認めるもの
V 2 H 充放電設備	(1)見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）及び購入費の支払条件が明記されているもの） (2)補助対象者の本人確認資料及び事業内容確認資料 ①法人の場合 全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から3か月以内のもの）、直近の決算書一式（写し）、法人の事業概要が分かる資料 ②個人の場合 本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）（発行から3か月以内のもの）等）、直近年度の確定申告書一式（写し）、開業届出書（確定申告書で代用可能な場合は省略可能）、事業概要が分かる資料 (3)設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を確認する書類 ①施設を所有している場合 ・登記事項証明書等所有していることが確認できる書類 ②賃貸等施設を第3者が所有している場合 ・設備使用に関する承諾書（様式第14号）及び登記事項証明書等 (4)補助対象車両等に関する誓約書兼協力同意書（様式第12号） (5)カーシェア事業実施計画（様式第13号） (6)その他市長が必要と認めるもの
充電設備	

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

6. 交付申請時必要書類②

様式13号「カーシェア事業実施計画記載例」

記載例1：社員への貸渡し

申請者名	株式会社 宮古島〇〇 代表取締役 〇△ □■	印
商代 表者 (法人の場合)		
カーシェア事業概要 ※以下の内容が分かるように記載すること ①主な使用用途 ②誰に貸し渡すのか ③貸し渡す頻度、計画 ④貸し渡す料金(※無償の場合は無償と記載)	①事務所社員の移動手段として使用 ②社員の通勤手段として時間と対象者を決めて貸渡し ③社用車としての利用を制限しない時間帯を限定して毎日機会を設ける。 利用可能時間：(毎日) 8:00 以前 (毎日) 19:00 以降 遠隔地からの通勤者を優先するが、従業員間で不公平にならないように配慮する ④利用料金は無償(ハイブリッド車の場合燃料代は負担) 利用者は事業所備付の台帳で管理。 利用希望者が、事業所営業時間に直接申込。 申込者の要件確認し、鍵を受け渡し。 利用後鍵を返却。	
実施体制計画図 ※補助設備の所有者、維持管理者、カーシェア事業の運営者、貸し渡し先等が分かるよう記載してください。	車両所有者 車両維持管理者 カーシェア事業運営者 株式会社 宮古島〇〇 株式会社 宮古島〇〇 担当者△▲ 株式会社 宮古島〇〇 担当者×× 主な用途 貸渡し 通勤 社員	

記載例2：地域住民への貸渡し

申請者名	株式会社 宮古島〇〇 代表取締役 〇△ □■	印
商代 表者 (法人の場合)		
カーシェア事業概要 ※以下の内容が分かるように記載すること ①主な使用用途 ②誰に貸し渡すのか ③貸し渡す頻度、計画 ④貸し渡す料金(※無償の場合は無償と記載)	①事務所社員の移動手段として使用 ②地域住民の移動手段として時間を決めて貸渡し ③社用車としての利用を制限しない時間帯を限定して月に利用機会を設ける。 利用可能時間：(毎月) 第2水曜日、第3土曜日 脱炭素先行地域に居住する住民(住民との共同利用であれば先行地域外の住民でも利用可) ④利用料金は無償(ハイブリッド車の場合燃料代は負担) 利用者は事業所備付の台帳で管理。 利用希望者が、事業所営業時間に直接申込。 申込者の要件確認し、鍵を受け渡し。 利用後鍵を返却。	
実施体制計画図 ※補助設備の所有者、維持管理者、カーシェア事業の運営者、貸し渡し先等が分かるよう記載してください。	車両所有者 車両維持管理者 カーシェア事業運営者 株式会社 宮古島〇〇 株式会社 宮古島〇〇 担当者△▲ 株式会社 宮古島〇〇 担当者×× 主な用途 貸渡し カーシェア 地域住民	

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

7. 実績報告

■ 実績報告

- 補助対象車両等を納車日又は設置日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添付し、提出する

区分	実績報告に必要な添付書類
電気自動車等	(1)支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） (2)リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） (3)導入状況を示すカラー写真 (4)自動車検査証（写し）及び自動車検査証記録事項（写し） (5)次のいずれか又は両方を確認できる資料。 ① 再エネ発電設備の設備容量が確認できる資料 ② 再エネ電力証書購入により調達する電力量が確認できる資料 (6)カーシェア事業として電気自動車等を貸し渡す相手として、地域住民等の個人、他の民間企業及び他の地方公共団体を含む内容である場合は、下記のいずれかの書類。ただし、貸し渡す相手を所属する社員のみとしている場合を除く。 ①レンタカー事業許可証（写し） ②カーシェア事業許可証（写し） (7)その他市長が必要と認めるもの
V2H充放電設備 充電設備	(1)支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し） (2)リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） (3)導入状況を示すカラー写真 (4)メーカーが発行する保証書（写し）又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（保証書のフォームは、メーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。） (5)設備設置の完了を確認できる図面 (6)再エネ発電設備から電力供給可能であるよう措置されていることが確認できる資料（市シェアリング補助金により導入する電気自動車等の付帯設備として導入する場合を除く。） (7)その他市長が必要と認めるもの

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

8. 書類整備・保管及び協力事項

■ カーシェア事業等利用実績書類の整備と保管

- 電気自動車等を用いて実施したカーシェア事業等利用実績をまとめたカーシェア事業等利用実績（様式第11号）を作成し、当該書類を市シェアリング補助金交付の完了した日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときに、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない
- 前項の規定に基づき保存すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる

■ 協力事項

- 次に掲げる事項への協力を求めた場合は、可能な範囲で協力しなければならない
 - ✓ (1) 補助対象車両等の導入から1年ごとの使用状況に関するヒアリング及びアンケート
 - ✓ (2) 導入した補助対象車両等の災害時等における貸与
 - ✓ (3) その他市長が必要と認める事項

9. 書類作成手順 CO2削減効果シート②

- [illegible]

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

9. 書類作成手順 CO2削減効果シート③

■ ICEの燃費確認方法

■ 例：ルークスの場合：

- ① Webに公開されているルークスの仕様ページを参照する「[roox_specsheet.pdf](#)」
- ② グレードを確認する

■ルークス主要諸元

	S	X	Xターボ	ハイウェイスター X	ハイウェイスター X プロパイロットエディション	ハイウェイスター Gターボ	ハイウェイスター Gターボ プロパイロットエディション
車名型式	ニッサン5AA-B44A	ニッサン4AA-B45A	ニッサン5AA-B44A	ニッサン4AA-B45A	ニッサン5AA-B44A	ニッサン4AA-B45A	ニッサン4AA-B45A
	2WD						エクストロニックCVT(無段変速機)

- ③ グレードがSの場合、Sの性能を確認し、燃料消費率の数値を確認後、記入する

■ルークス主要諸元

車名型式	S
	ニッサン5A

性能

最小回転半径	4.5m
燃料消費率	WLTC 20.9km/L
(国土交通省審査値)	
市街地モード	19.6km/L
郊外モード	22.1km/L
高速道路モード	20.7km/L
JC08モード	26.7km/L

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

9. 書類作成手順 CO2削減効果シート④

■ EVのメーカー名、燃費確認方法

■ 例：サクラの場合：

① Webに公開されているサクラの仕様ページを参照する 「[sakura_specsheet.pdf](#)」

② グレードを確認する

日産サクラ主要諸元

■ 寸法

X	G
ニッサン ZAA-B6AW	ニッサン ZAA-B6AW

③ グレードがXの場合、Xの性能を確認し、交流電力量消費率の数値を確認後、記入する

日産サクラ主要諸元

■ 寸法

		X
		ニッサン ZAA-B6AW
全長		3395mm
全幅		1475mm
全高		1655mm
室内寸法*	長	2115mm
	幅	1340mm
	高	1270mm
ホイールベース		2495mm
トレッド	前	1300mm
	後	1295mm
最低地上高*		145mm

■ 重量・定員

車両重量	1070kg
乗車定員	4名
車両総重量	1290kg

■ 性能

最小回転半径	4.8m
交流電力量消費率	WLTC (国土交通省審査値)
	124Wh/km
市街地モード	100Wh/km
郊外モード	113Wh/km
高速道路モード	142Wh/km

入力する際は、単位に注意
すること
124wh → 0.124kWh

「宮古島市脱炭素先行」地域電気自動車等シェアリング事業補助金

9. 書類作成手順 CO2削減効果シート⑤

- 買換えでなく、新規購入の場合は、以下の標準の燃費参照値を利用ください。
また、ICEのメーカー名ところには、【無し】と記入ください。

- ・軽乗用車：15.1km/L
- ・普通車：9.7km/L

表 3 導入機器ごとの標準燃料種と燃費

導入機器の区分	標準となる燃料種	燃料消費量 (kL)	走行キロ (千 km)	燃費参照値※ (km/L)
軽乗用車	揮発油(ガソリン)	10,924,822	165,242,542	15.1
普通車	揮発油(ガソリン)	10,441,007	100,864,495	9.7
小型車	揮発油(ガソリン)	8,261,081	101,620,807	12.3
バス	軽油	1,059,407	3,300,671	3.1
軽貨物	揮発油(ガソリン)	514,952	5,944,822	11.5
小型貨物	軽油	136,257	1,107,169	8.1
普通貨物	軽油	11,318,075	42,912,202	3.8

出典：国土交通省「自動車燃料消費量統計年報(令和4年度分)」(令和5年6月)

※ 燃費参照値については、走行キロ(千 km) / 燃料消費量(kL)にて算出